

# 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 第5回会議

企業会計基準委員会副委員長 こがさか あつし 小賀坂 敦

企業会計基準委員会常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

## 1 はじめに

IFRS財団は、2013年4月に、国際会計基準審議会（IASB）の諮問機関として会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）を設置しており、2014年6月2日及び3日に英国（ロンドン）で第5回目の集合会議が開催された（設置の経緯については、本誌2013年7月号31頁～を参照のこと。）。同会議には、ASAFメンバー<sup>1</sup>全員及びIASB関係者<sup>2</sup>が参加した（企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野行雄委員長が出席）。今回のASAF会議では、次の事項が議題とされた。

### (1) 概念フレームワーク

- 収益と費用の報告及び測定基礎の選択
- 事業モデル
- 未履行契約

### (2) 開示に関する取組み

- (3) 持分法
- (4) 保険契約
- (5) マクロヘッジ

### (6) 共通支配下の企業結合

本稿において、上記の議題について会議の概要を紹介する。なお、文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

## 2 概念フレームワーク（収益と費用の報告及び測定基礎の選択）

### (1) 背景

英国財務報告評議会（FRC）のRoger Marshall氏から、「収益及び費用の報告と測定基礎の選択」と題するペーパー（以下「FRCペーパー<sup>3</sup>」という。）が提出され、議論が行われた。FRCペーパーは、2013年12月ASAF会議にASBJが提出したペーパー「純損益／OCIと測定」（以下「ASBJペーパー」という。）と、2014年3月ASAF会議に米国財務会計基準審議会（FASB）のThomas J. Linsmeier理事が提出したペーパー「財務業績計算書での表示の改訂モデル：測定に対して生じる可能性のある含意」（以下「FASBペーパー<sup>4</sup>」という。）を受けて、FRCが作成したものである。

FRCペーパーは、純損益を重視するASBJペーパーや反復的な営業利益を重視するFASBペーパーの結論の多くに賛成しつつ、事業モデルと慎重性の考え方を使って議論を補強しており、主に次のような内容である。

- ① 事業モデルは、付加価値モデルと価格変動モデルの2つに分類が可能で、それぞれの事業モデルに関する測定基礎が決定しうる。また、慎重性の考え方は、利益と損失に関する認識の非対称性に関連する。
- ② 営業利益は、収益といくつかの異なる種類の費用との差額である。また、収益と費用を性質別ないしは機能別に区分して開示することは有用であり、異常又は非反復的な項目は、営業利益から除外すべきではなく、区分して開示すべきである。なお、営業利益を定義することが困難だとしても、営業利益の一般的な性質を記述するとともに、企業に具体的な算出方法の開示を要求することが考えられる。

③ リサイクルリングについては、望ましい累計ポジションを達成するために当期の収益及び費用の計算書の忠実な表現を犠牲にすることは不適切であり、当期の純損益の目的適合性を高める場合にだけなされるべきである。

## (2) ASAF会議での議論の概要

ASAFメンバーから、主に次のような見解が示された。

- ASBJペーパー、FASBペーパー及びFRCペーパーのすべてにおいて、資本の概念が異なるようにみえる。また、下落した場合に減損を認識して、上昇した場合には利益を認識しないのは慎重性ではない。さらに、事業モデルを2分類にする方法については、大きな観点からは同意しうが、例えば、保険ビジネスはどちらに属するか等、明確でない点もあり、分類に例外が多く出るようなら有用ではないのではないかと。
- FASBペーパーは、事業モデルに相当するものを変える能力があることを前提としており、個々の資産及び負債ごとに適用される。このため、FASBペーパーにおけるモデルには事業モデルについて語られる多くの要素を含んでいるが、それは事業モデルそのものではない。なお、ASBJペーパー及びFRCペーパーのいずれも純損益を維持すべきとしているが、純損益を定義できるとは思えない。

## (3) ASBJの発言の概要

ASBJからは、主に次の発言を行った。

- FRCペーパーで記載されている内容について、多くの点で考え方を共有している。しかし、我々は、リサイクルリングは、すべての会計

期間を累計した純損益の合計とキャッシュ・フローの合計が一致することを確保するために、システムとして必要であると考えている。このため、当期の純利益の目的適合性を高める場合にのみリサイクルリングするという見解には同意しない。

- また、事業モデルについて、どのレベル（例：セグメントごと、プロジェクトごと）で事業ビジネスを識別することを考えているか不明である。また、事業モデルに観察可能性や検証可能性を組み込んでいるか不明である。我々は測定基礎の決定において観察可能性や検証可能性は不可欠な要因ではないと考えている。

## 3 概念フレームワーク（事業モデル）

### (1) 背景

2013年7月にIASBより公表されたディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』（以下「概念DP」という。）に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASBは、概念フレームワークの見直しに向けた審議を続けており、今回のASAF会議では、IASBが公開草案化に向けた再審議の過程で審議を予定している事業モデルの位置付けについて議論が行われた。概念DPに対しては、「事業モデル」という用語は、会計基準のみならず、一般的にも多義的に用語が用いられていることから、回答者の間においても何が事業モデルであるかに関して異なる見解が示されている。今回の会議では、こうした見解を踏まえ、概念フレームワークにおいて、事業モデルの概念を位置付け

るべきか否か、位置付ける場合にはどのように事業モデルの概念を定義しうるか等に関して議論が行われた。

### (2) ASAF会議での議論の概要

ASAFメンバーから、主に次のような見解が示された。

- 「事業モデル」という用語が意味するレベルについて理解が共有されていないと考える。また、事業モデルという概念を概念フレームワークに取り入れるとした場合、認識、測定等に影響を与える基本的な概念（fundamental concept）であるのか、また、他の質的特性とどのように関連するかについても検討すべきであろう。
- 会計基準開発において重要な点は、事業モデルを概念フレームワークにおいて定義しようとするよりも、企業が何をしているかという、企業の事業活動の経済的性質及び実態に焦点を当てるべきであると考える。

### (3) ASBJの発言の概要

ASBJからは、主に次の発言を行った。

- 事業モデル又はそれと類似する概念は、財務業績の観点から測定基礎を決定する上で（すなわち、測定、純損益とOCIの区分、及び会計単位に関する領域において）重要な役割を有すると考える。
- 具体的には、会計基準の開発にあたって、資産又は負債をインプットとして使用し、付加価値活動を通じて、将来の正味のキャッシュ・インフローを生成することが想定されるか、若しくは、専ら当該資産及び負債の価格変動を通じて、リターンを獲得することが想定されるかを考慮すべきであると考える。

#### (4) IASB関係者のコメント

IASB関係者からは、事業モデルが何であるかを検討するより、測定の際に焦点を当て、また、事業活動に着目して、どのように資産及び負債がキャッシュ・フローの生成に貢献するかを検討するアプローチが望ましいと考えられるほか、用語についても、「事業モデル」よりも「事業活動」という用語がより望ましいかもしれないという趣旨の発言がなされた。

## 4 開示に関する取組み

### (1) 背景

開示に関する取組みについて、ASAFメンバー（EFRAG、米国及びブラジル）からそれぞれによる取組みについて説明がされた上で、議論が行われた。以下では、このうち、EFRAGから報告された欧州における取組みに関する議論について紹介する。

2014年2月13日に、欧州証券市場監督局（ESMA）から協議資料「代替的業績指標に関するESMAガイドライン」が公表されている。本協議資料において、代替的業績指標とは、財政状態、包括利益、キャッシュ・フローに関連する適用すべき財務報告フレームワークで定義された以外のすべての数値指標とされており、例えば、セグメント情報も当該定義に合致するものとされている。

本協議資料では、発行者は、代替的業績指標について算定基礎を定義すること、意味のあるラベルを付すこと、年次報告書等の付録において使用した代替的業績指標を開示する旨を要求することを提案しているほか、財務諸表において最も目的適合

的な金額と代替的業績指標との調整表を開示すること、適用すべき財務報告フレームワークに従った指標よりも目立たない形で表示されるべきであること等が提案されている。これに対して、EFRAGは、代替的業績指標が明確に定義され、正しく表示される場合には利用者に有用な情報を提供するため提案を歓迎するとしている一方、代替的業績指標の定義が広すぎることで、開示が冗長になり、相対的に情報価値が低くなる可能性について指摘している。

### (2) ASAF会議での議論の概要

ASAFメンバーから、主に次のような見解が示された。

- IASBが代替的業績指標や非GAAP指標についてガイドラインを発出すべきである。また、AOSSGのメンバーの韓国では、2012年から営業利益の表示を原則として要求していることから、営業利益の表示を要求することを支持する。
- IASBは規制当局ではないため、代替的業績指標の問題に踏み込むことは困難ではないか。
- 米国では、監査された財務諸表はGAAPに従って作成される必要があるが、それ以外の業績指標を開示する場合、GAAP情報との調整を開示することが要求されている。非GAAP情報については、米国証券取引委員会（SEC）やFASBが開示を禁止すべきとの見解もあるが、言論の自由の観点から難しい。業種ごとに主要な業績指標が定められている場合、これに従うべきとされている。

### (3) ASBJの発言の概要

ASBJからは、主に次の発言を行った。

- 我々は、ESMAが協議資料で示しているガイドライン案は、財務諸表利用者の判断をミスリードしない観点から重要な原則を示していると考えている。
- しかし、IFRSにおいて定義されている業績指標が少ないことを踏まえると、会計基準で定義されていない業績指標のすべてを定義し、公表物の付録において開示させ、説明を開示すること等を要求することによって、結果として、決まり文句の開示が増える等、意図せざる結果を生む可能性がある。特に、IFRSでは、合計や小計の定義が少ないほか、業種ごとに主要な業績指標が決められていないことから、当該リスクが高い旨が指摘されている。
- こうしたことを踏まえ、IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」を修正する過程で、少なくとも、営業利益について小計として定義した上で、財務諸表に表示する旨を要求することを検討すべきと考える。

## 5 持分法

### (1) 背景

IASBは、「アジェンダ協議2011」に寄せられたフィードバックを踏まえ、持分法をリサーチ・プロジェクトに追加しており、2014年5月のIASB会議において、持分法に関するリサーチ・プロジェクトの範囲について議論が行われている。

今回のASAF会議では、2014年5月のIASB会議で提示されたアジェンダ・ペーパーを用いて、持分法に関するリサーチ・プロジェクトの範囲及び進め方について議論がなされ

た。IASBスタッフからは、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用することが連結財務諸表及び個別財務諸表の双方で投資者の情報ニーズを満たすかどうかを検討するとともに、持分法に対する代替的な方法について、次の方法を検討することが提案された。

- ① 現行の持分法の簡素化—もし、持分法を測定基礎として考えたならば、適用可能となる代替的な方法である。
- ② 現行の持分法の維持—持分法の概念的な根拠を明らかにするため、持分法の役割を明確にする。これによって、現行の適用上の課題に対処することが可能となる。
- ③ 公正価値—IFRS第9号では純損益又はOCI（資本増価を目的としない投資の保有）を通じて公正価値の使用が認められている。
- ④ 原価—投資の性質に関する追加の開示を行う。

### (2) ASAF会議での議論の概要

持分法についてリサーチ・プロジェクトを進めていくことについては、ASAFメンバーから概ね支持をする見解が示されたほか、リサーチ・プロジェクトの範囲や進め方について、主に次のような意見が示された。

- 持分法について、欧州では財務諸表利用者からは特段の不満は聞かれておらず、関連会社投資等についてすべてを公正価値測定するようなことが必要とは考えていない。ただし、適用上の困難性についての見解が聞かれており、「重要な影響力」の定義の明確化のほか、投資者のコアな事業に該当するかという意図によって会計処理を変えるべきか否か等について、対応を検討することは有用と考え

ている。

- リサーチ・プロジェクトを進めるにあたって、持分法の適用上の懸念に対処するために持分法の簡素化を進めた上で、包括的なアプローチにより検討する2段階方式によることを勧める。米国では、持分法の代替として公正価値によって測定することや、適用範囲をコアな活動を行っているかどうかによって決定すること等を検討したが、包括的なアプローチにより結論に達することは難しく、現在、簡素化に注力している。
- 持分法については、持分法の概念的根拠が不明確であることに起因する論点と適用上の問題から生じる論点の双方があるが、両者ともにリサーチの範囲に含めるべきと考える。関係者の多くは、一行連結を基礎とした持分法が提供する情報に満足しており、持分法の代替として公正価値測定が導入されることを懸念している。

### (3) ASBJの発言の概要

ASBJからは、IASBが持分法に関するリサーチ・プロジェクトに着手することに支持を示したほか、日本で実施した持分法の有用性と適用に関するアンケート調査において関係者から、主に次のようなフィードバックが示された旨を紹介した。

- 連結財務諸表において持分法を適用することは、持分法投資損益の認識を通じて、財務業績を表示する上で一般的に有用であり、資本性金融投資について、関連会社を含めて、一律、公正価値で測定することは有用な財務情報の提供に資さないと考えられる。
- 持分法の適用範囲については、改善すべき点があると考えられる。

これは、関連会社が他の会社によって支配されている場合等、配当が他社によってコントロールされている場合や、将来的な売却を前提としているような場合等、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報の提供に資するとはいえない場合もあるためである。

- 適時に十分な情報を入手することが困難である場合があるほか、決算日の統一や会計方針の統一が困難である場合がある。

## 6 その他

上記で紹介した論点に加え、「概念フレームワーク（未履行契約）」、「保険契約」、「マクロヘッジ」及び「共通支配下の企業結合」に関する議論がなされた。以下に、簡単に紹介する。

### (1) 概念フレームワーク（未履行契約）

IASBは、概念DPに寄せられたコメントを踏まえ、概念フレームワークの見直しについて公開草案化に向けた審議を続けている。今回のASAF会議では、概念フレームワークにおいて、未履行契約に関する考え方を示すべきか、また、示す場合における方向性について議論された。IASBは、今回のASAF会議で示された見解を踏まえつつ、2014年6月会議において未履行契約に関する審議を行っている。

### (2) 保険契約

IASBは、2013年6月に公表された改訂公開草案「保険契約」に寄せられたコメントを踏まえ、再審議を進めている。今回のASAF会議では、契約上のサービスマージンの償却パターン、及び、有配当契約の取扱い

について議論された。IASBは、今回のASAF会議で示された見解を踏まえつつ、2014年6月会議以降において有配当契約の取扱いについて審議を行っている。

### (3) マクロヘッジ

IASBは、2014年4月にディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「マクロヘッジDP」という。）を公表している。今回のASAF会議では、マクロヘッジDPで示されている質問項目について、ASAFメンバーによる意見交換がなされた。IASBは、今後、マクロヘッジDPについてアウトリーチ等を行い、関係者の見解を聴取することを予定している。

### (4) 共通支配下の企業結合

IASBは、「アジェンダ協議2011」に寄せられたフィードバックを踏まえ、共通支配下の企業結合についてリサーチ・プロジェクトを進めていくこととしている。今回のASAF会議では、プロジェクトの範囲や進め方について、ASAFメンバーによる意見交換がなされた。IASBは、今回のASAF会議で示された見解を踏まえつつ、本プロジェクトの範囲や進め方について審議を行っていくことを予定している。

### 〈注〉

- 1 ASAFメンバーは、南アフリカ、英国、ドイツ、スペイン、オーストラリア、日本、中国、アメリカ、カナダの会計基準設定主体、及び、地域団体として欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）、ラテンアメリカ会

計基準設定主体グループ（GLASS）の12団体より構成されている。

- 2 IASBからは、Hans Hoogervorst議長（ASAFの議長）、Ian Mackintosh副議長、プロジェクト担当理事及び担当スタッフが参加した。
- 3 本稿では、当該ペーパーをFRCペーパーと記載するが、当該ペーパーはFRCの公式見解ではなく、Roger Marshall氏及びAndrew Lennard氏の個人的見解である。
- 4 本稿では、当該ペーパーをFASBペーパーと記載するが、当該ペーパーはFASBの公式見解ではなく、FASBのThomas J. Linsmeier理事の個人的見解である。